

平成28年度第1回我孫子市住居表示審議会会議録

【開催日時】 平成29年2月23日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

【開催場所】 我孫子市役所 議会棟 第一委員会室

【出席者】 星野市長

〔委員〕

生井澤幸子委員（会長）、鈴木良一委員（副会長）、荻野裕也委員、林健一委員、永高正明委員、高荷義一委員、広瀬浩司委員、石橋直己委員、佐藤幹司委員、中野眞委員、村越孝一委員、山縣敏男委員

〔事務局〕

四家市民生活部長

市民課 磯岡課長、渡壁課長補佐、中嶋主査長、鷺見、佐藤

地域整備課 加藤主幹

(株)丸菱行政地区 小笠原

【傍聴人】 なし

【会議次第】

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委員及び事務局職員紹介
- 4 住居表示審議会の役割
- 5 会長・副会長の選出
- 6 会長挨拶
- 7 議題
 - (1) 会議の公開と傍聴要領について
 - (2) 本町1丁目、2丁目及び3丁目（我孫子駅前土地区画整理区域内）における住居表示再整備の実施について
 - 諮問第1号 「町区域（町界）」の変更について
 - 諮問第2号 「街区割（街区符号）」の変更について
- 8 閉会
- 9 事務連絡

【事前配布資料】 ・住居表示再整備（住所変更）説明会のお知らせ
・住居表示関連法令集

【当日配布資料】 ・会議次第
・住居表示審議会委員名簿
・席次表
・我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則
・傍聴要領（案）

- ・我孫子市本町1丁目、2丁目及び3丁目の現状図

- ・諮問概要

- ・我孫子市本町1丁目、2丁目及び3丁目（我孫子駅前土地区画整理区域内）における住居表示再整備について（諮問）

- 諮問第1号 町区域の変更図

- 諮問第2号 街区割案図

- ・諮問概要

- 町名（町の区域の変更）

- 街区割（街区符号）の変更

【議事】

○次第1 開会

市民課長により開会宣言

○次第2 市長挨拶

星野市長： 皆さまこんにちは、市長の星野でございます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席ありがとうございます。

また、委員についても快く引き受けていただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまもご存じかと思いますが、我孫子駅前の土地区画整理事業については、地元の皆さまのご理解とご協力により、来年の9月には換地処分となる運びとなり、長年の我孫子駅前土地区画整理事業は完了いたします。

一方、住居表示についてですが、本町1丁目から3丁目の住居表示は、昭和42年に当時の街並み、道路等に沿って町界（まちかい）や街区を定め、皆さまの住所を整備いたしました。昭和48年から始まった土地区画整理事業により、道路や公園等を整備した結果、元々の道路に沿って定めた町界や街区が一致しておらず、区域内の住所はわかりづらいものとなっております。

そこで、市ではこのような実態を解消し、本市にお住まいの方や我孫子市を訪れる方等、誰にでも分かりやすい住所の表示にするために、町界や街区符号を見直しする住居表示再整備を実施しようとしているところであります。

この事業を実施するに当たりましては、区域内にお住まいの皆さまや法人・事業者の方々には住所変更の手続き等が生じるということで大変なご負担をお掛けすることになろうかと思っております。

市としてもなるべく皆さまのご負担を軽減するために努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

委員の皆さまにはお忙しい中、今回の会議を含め3回程度を予定しているところですが、「町区域」及び「街区割」の変更について、諮問事項として審議をお願いすることになりますが、どうぞ住居表示再整備、変更についてのご協議をいただければと思っております。

この会議を通しながら忌憚ないご意見を頂戴し、そこに住んでおられる方々、また、

外からこの地域に訪れる方々にもご不便のないような、また将来に渡って過誤を残さないような、そういう形を取っていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○次第3 委員及び事務局職員紹介

…事務局より、委員について、名簿順に紹介。続いて、事務局職員及び委託業者の紹介を行った。

○次第4 住居表示審議会の役割

事務局(鷺見)： それでは、「住居表示審議会の役割について」の役割についてご説明させていただきます。まず、お手元の資料の「住居表示関連法令集」をご用意ください。

その中の8ページの「我孫子市住居表示審議会設置条例」をご覧ください。

住居表示審議会の役割は、第1条の審議会の目的及び設置に「住居表示整備事業の合理的促進のため、審議会を置く」とあります。

この抽象的な表現の合理的促進の意味とは、各選出区分から委嘱させていただいた委員の皆さまからの様々なご意見や審議が住居表示実施の円滑化、または早期推進等に資するという意味で捉えています。

次に第2条の審議会の所掌事務は、今回の会議では市長の諮問事項に対して調査し、審議していただきまして市長に答申ということになっております。

今回の審議会で審議していただく諮問事項は、住居表示再整備を実施することを前提として、議題の諮問第1号、本町1丁目、2丁目及び3丁目の「町区域」の変更についてと諮問第2号、「街区割り」の変更についてです。

よろしくご審議して下さるようお願いいたします。

なお、会議の開催については、この会議を含め本年6月末までに3回を予定しております。

次回以降の会議からは、会長が招集することとなります。

よろしくお願いいたします。

○次第5 会長・副会長の選出

… 住居表示審議会設置条例第5条第1項、第2項に基づき、会長に生井澤幸子委員、副会長に鈴木良一委員が選出された。

○次第6 会長挨拶

生井澤会長： ただ今会長に指名されました川村学園女子大学の生井澤と申します。

誠心誠意努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木副会長： 副会長に選任されました鈴木でございます。

生まれた時からこの地域に住んでおりまして、住居表示が変わるということでもかなり不安に思っている中の1人でございますが、なんとかうまくいくように頑張りたい

いと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(市長 退席)

○次第 7 議題

(1) 会議の公開と傍聴要領について

生井澤会長： はじめに今回の会議は、出席委員の過半数を超えておりますので、会議は成立することを申し上げます。

それでは、次第の 7 番目の「傍聴要綱の決定」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局(鷺見)： (配付資料の確認を行う)

それでは、本日配付しましたお手元の資料の「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」をご覧ください。

この規則は、我孫子市情報公開条例の会議の公開に基づいて規定されており、法令等の規定により公開することができないとされた場合を除き、その会議を公開する。とあり、この審議会においても、この規則を準用することとなります。

第 4 条には、会議の非公開の決定については、審議会で決定すると明記されていますが、当審議会では非公開にすべき特段の理由はありませんので、公開することとなります。

裏のページに移り、第 6 条では、傍聴に関する手続きと傍聴人の定員に関する規定が定められており、後ほど決定していただくこととなります。

第 7 条では、傍聴人に対しては、委員の皆さまに配付するものと同様の資料をお配りします。

なお、第 8 条の傍聴人の発言については、公募委員がいる場合は、傍聴人の発言する機会を設けることになっております。

この審議会には公募委員がおりませんので発言する機会を設ける必要はございません。

第 9 条には、会議録の作成と公表について規定されています。

この審議会においても、発言者と発言内容を記載した会議録を公表したいと考えています。

公表にあたっては、事前に委員の皆さまにご確認いただくこととします。

これらに基づき、「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」 2 枚目裏面の当審議会の傍聴要領を作成しましたので説明します。

まず、傍聴する場合の手続きについては、会場受付で氏名を記入していただき、定員数は、他の審議会等の委員数と傍聴人定員数を参考にして先着順で 5 名の案とさせていただきます。

次に、以下2と3の傍聴できない方や傍聴する際に守るべき事項については、他の審議会等の事例により記載のとおりとしました。以上です。

よろしくご審議ください。

生井澤会長：

皆さまいかがでしょうか。

異議ないものとして、会議は公開とし、傍聴要領を決定させていただきます。

本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

(なし)

いらっしゃらないということですね。

(2) 本町1丁目、2丁目及び3丁目（我孫子駅前土地区画整理区域内）における住居表示再整備の実施について

諮問第1号 「町区域（町界）」の変更について

諮問第2号 「街区割（街区符号）」の変更について

生井澤会長：

それでは、続きまして議題（2）について審議に入ります。

審議に入ります前に今回の住居表示再整備事業についての概要を事務局より説明していただき、委員の皆さまと事業の共通理解を図りたいと思いますがよろしいでしょうか。

皆さまいかがでしょうか。

(異議なし)

生井澤会長：

異議ないものとして事務局より説明をお願いします。

中嶋主査長：

「住居表示再整備（住所変更）説明会のお知らせ」に沿って説明。

(前に出てパワーポイントによる住民説明会と同様の説明（一部省略))

(①事業の必要性 ②対象地域 ③住所の表し方 ④町界変更例 ⑤住居表示実施当時の街区と現在の街区の現状(重図) ⑥住居番号の設定 ⑦スケジュール ⑧問い合わせ先 等を説明)

(約30分)

生井澤会長：

ありがとうございました。

それではここで10分間の休憩を取りたいと思います。

質疑は休憩後に受けたいと思います。

よろしく願いいたします。

(14:50～ 約10分の休憩)

(15:00～ 審議会再開)

- 生井澤会長： それでは、会議を再開いたします。
先ほどの説明に対しまして事務局の方から補足説明をしていただきます。
よろしくお願いいたします。
- 中嶋主査長： 先ほど、ご説明させていただきました内容で1月の22日、29日に住民説明会を
させていただきました。その時にいただいた質問等について具体的にご報告させてい
たいただきます。
24項目ほどご質問、ご意見をいただいておりますが、その中でも市民の方、法人・
事業者の方の中心的なところを抜粋させていただいてご紹介、ご説明させていただきます。
(手続きのしおりの記載内容・配付対象者、宅配業者の対応、土地の登記、街区
符号・住居番号の告示から実施までの移行期間の長さ・時期、監督官庁との調整に係
る問い合わせ先等を紹介、説明)
- 生井澤会長： それでは議論の前提条件や範囲について事務局に確認しておきたいと思います。
事務局よろしくお願いいたします。
- 事務局(鷺見)： 前提条件としまして、再住居表示を実施するというので、諮問第1号、諮問第2
号について審議していただきたいと思います。また、説明会において、地元の方々か
らのご質問や意見等ございましたが、各委員様、各立場の方々から実施にあたっての
様々なご意見をいただければと思います。
そのようなご意見により、事業の円滑化、丁寧な実施につながってくると考えてお
りますので何卒よろしくお願いいたします。
- 生井澤会長： 先ほどの事務局からの事業説明について、皆さまから質問を受けたいと思います。
質問はありますでしょうか。
- 山縣委員： 説明会のお知らせ資料の5ページにある図面の町の区域変更例について、簡単に言
うと、この図面の黒い太枠が現在の1丁目、2丁目、3丁目であって、今後は黄色が
1丁目になって緑が2丁目、3丁目ピンクとなると、こういう形で分かれるという
ことですか。
- 中嶋主査長： 諮問第1号の中にもありますので、詳しいことはそちらで申し上げたいと思いま
すが、こちら(現町区域線、新町区域線(案)及び町丁界変更区域(案)が示された図
面)は皆さまにお示ししました案として今、お話いただきました通り、黄色い部分に
ついて、町界を定めていきたいと思っております。
- 山縣委員： (図面も見ながら)
図面の斜線の部分は町名が変わる区域ということですね。

中嶋主査長： その通りです。

山縣委員： あと、2つほどあります。

履歴についてですね、昭和48年以前と現在と来年以降の履歴と言いますか、実際3か月前に小学校のクラス会があったんですよ。それで往復はがきで出そうとしても実家に出そうとすると、住所を確認するのは、我孫子町〇番〇丁目〇番だったんです。

結局、わからなくて実際そこに行って、今は栄町になったり本町になったり、そういう形であったんですけど、町の時と現在と来年以降につながりがあるのか。

履歴というかそういうものが、コンピュータの時代ですから、その辺ができるかどうかを確認したいんですが。

中嶋主査長： 町のつながりということで、ご説明させていただきますと、最初に住居表示を実施させていただいたのは、本町ですと昭和42年4月1日となります。

それ以降ですが、今度、我孫子市に変わりました。それは昭和45年7月1日から我孫子市に変わりました。

それ以前ですと町という形なんですね。昭和42年4月1日からは、我孫子町本町1丁目1番1号とかそういう形になっております。

市に変わったのは昭和45年7月1日というところです。

そして今度、区画整理が現在、実施されておりますので、さらに今回住所が変更になってしまうのですが、その流れがどういうふうを確認できるのといったところになりますと、一番最初から最後までをひとつの書類の中では確認するのは、難しいものがあります。

我孫子にお住まいの方であれば住所が我孫子にございますので、我孫子の住民票の履歴というものがございまして、その履歴で確認していただくと流れの変遷が載ってくることになります。

また、戸籍がある方であれば、戸籍の方で戸籍の附票というものがありますからその変遷もすべて載っております。

ただし、同窓会などで皆さまの住所を出していただいてこれを確認してくれないか、となると個別のものになってしまいますので、この住所がどこに変わったのかという確認であれば対応させていただきますが、期間をいただきたいと思います。

山縣委員： もう1つですね、同じ住居表示がいくつかあると。

本町にもありますが、他のところで個別所帯で11世帯が同じ住所のところがあって、ホテルの予約をしたら断われたということです。

今はパソコンの時代ですから確認ができないんだと思います。

それは、市として最低限同じ住居表示が何件までという決め事はあるのでしょうか。

中嶋主査長： 何件までというルールはないんですが、現実には、先ほどご説明で申し上げました街区にフロンテージ番号をふらさせていただきますと、その後にその街区の中に引き込み道路（開発道路）ができてしまいますと、入り口の番号がすべて同じ番号になってしまうというルールに現在なっております。件数についても大きな開発行為であればあるほど、同じ住所が発生します。

今回、区画整理を行って再住居表示をさせていただきますこととなりますので、そういった重複番号の解消も同時にさせていただけると考えております。そういったメリットがあるということになります。

山縣委員： ありがとうございます。

生井澤会長： そのほかにご質問のある方、いらっしゃいませんか。
(挙手あり)

はい、荻野委員よろしく願いいたします。

荻野委員： 手続きの方からまずお訊ねしたいのですが、今回の住居表示の実施に伴ってですね、住民票と戸籍の附票ですね、その辺の記載はどのようにお考えでしょうか。

中嶋主査長： 表記の仕方と言うことでしょうか。

備考欄で現在、住所の変更になった場合については、職権により住所更正、変更を住民票上は記載させていただくようになります。

荻野委員： ということは、何年何月に住居表示が実施されて変更になったという記載はされないということでしょうか。

中嶋主査長： 実際、備考欄には表記はさせていただくのですが、住民票上では選んで出せるということになります。

荻野委員： 先ほどの山縣委員の方からもありましたが、履歴を追うというところで、仕事柄よくやるんですが、非常に住居表示が入るとですね、履歴を追いにくくなって変更証明書だけ別途とらなければならないというケースが若干出てきまして、その辺のフォローもですね、市の方でやっていただければありがたいなというところでありまして、検討していただければというところです。

あと1点ですが、今回は住居表示単独ということなんですが、どうも区画整理と住居表示が、私もごっちゃになっておりまして、区画整理に伴う変更証明書をとれば良いのか、住居表示に伴う変更証明をとれば良いのか、と少なからず迷う方が当然出てくると思いますので、「たらいまわし」にすることのないように区画整理に行ってもきちんとご案内してもらえらることも必要ですし、住居表示の方できちんと説明しても

らうことも必要だと思えます。今回、区画整理に乗った形の住居表示ということになっていると思えますので、混同されると思うのですが、担当はあくまでも市民課ということよろしいのでしょうか。

中島主査長： はい。窓口は市民課にお問い合わせしていただければ対応させていただきます。
市民の方にご迷惑にならないように注意させていただきながら今後対応させていただきます。

荻野委員： あと1点ですが、手続きとは関係ないことですが、法人の方から住居表示実施に伴って住所が変わると大きな費用が発生するという法人の方がいらっしやいまして、市として金額の大小ではないのですが、その辺のフォローなどは、いかがお考えになっているのでしょうか。

中嶋主査長： 区画整理事業の場合ですと、例えば移転補償費とかは国の事業で認められているものなのでそういった補償がございまして、住居表示の場合ですと、その後の処理というところで関わっていくところもありまして、実際の補助事業に該当するような内容ではないということで、そういった費用負担がかかることは私どもも十分理解しているところでありますが、お出しができないということになります。

また事業の規模によって皆さん大小それぞれ違うところもあると思えますのでできる限り、例えば、印刷物でありましたら今から調整していただき、変更後に印刷するというようお願いしたいと思います。

荻野委員： ありがとうございます。

生井澤会長： それでは、他にご質問のある方、いろいろな分野の方からご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは先に進めさせていただきます。

それでは、諮問第1号の「町区域」の変更について、に入らせていただきます。

諮問内容について事務局から説明をお願いします。

よろしく願いいたします。

中嶋主査長： 諮問1の内容について説明。

(前に出てパワーポイントによる諮問第1号、諮問第2号の説明)

(①現状 ②必要性 ③示された町界線の設定条件 ④影響範囲等を説明)

諮問2の1案、2案について説明。

(①概要 ②案の相違等を説明)

- 生井澤会長： よろしいでしょうか。
ただいま事務局の方からは、諮問第1号の「町の区域」の変更について、とそれから諮問第2号の「街区割」の変更についての2点につきまして、合わせてご説明いただきました。
こちらはご質問を別個に分けたいと思いますので、まず諮問第1号の「町の区域」の変更についてご質問、ご意見のおありの方は挙手をお願いしたいと思います。
(挙手あり)
- 荻野委員： 非常に素朴な疑問なのですが、諮問の1号は確かに、納得できるところでございますので、私としても良いかなと思うのですが、これだけで済ます訳にはいかないものなんでしょうか。
根本的な質問となってしまいますが、やはり、全体の住居表示の実施が必要と市の方ではお考えになっているのでしょうか。
- 中嶋主査長： はい、ご説明させていただきます。
今現在の状況を作ったのはあくまで市でございます。
最初に住居表示を行ってその後に区画整理事業となり、こう言う現況を作ったのは市でありますので、それを今現在、問題があることを放置していきますと将来的にお子様方にこういう問題を残すことになってしまいますので、私どもとしましては、この様な現況がわかっている以上放置することができないといったところで責務としまして、今回整理をさせていただくといった考え方でございます。
- 荻野委員： 例えば、どういった不都合、問題が将来的に生じるとお考えなのでしょうか。
- 中嶋主査長： 皆さまのお手元に住宅地図の写しをお配りさせていただいていると思いますが、(図面を見ながら具体的場所を示して)例えば、赤い線で示させていただきましたところが町界ということで、そのうえに、我孫子運輸区が1となっております、黄色い区分部分、その下の黄色の破線であらわしておりますが、街区自体が変わってきておりますし、旧道路であった部分が現況はもう変わってきておりますのでこういった部分について、住んでいる方にとっては確かに住所というのは、住むにあたって何も影響ないからやらなくてよいという意見も賜りました。ですけれども、新たにこう言う街区を整備させていただいており、旧道路とまったく変わっている現状がある以上やはり整理させていただくと言ったところで私どもの責任もあり、こういったものすべてを解消させていただきたいと考えております。
- 生井澤会長： よろしいでしょうか。
そのほかに、どなたかご意見はございませんでしょうか。
まず、「町の区域」の変更についてご意見を頂戴したいと思います。

(なし)

それでは先に進めてまいりたいと思います。

街区割の変更についてこちらに関してはいかがでしょうか。

広く、ご意見をうかがっておきたいと思います。

村越委員： 諮問2についてお伺いしたいのですが、今回の諮問に関しまして、1つは、本町2丁目、3丁目、1丁目の一部に関しましては番地（街区符号）の並び順についてこれでよいか。ということ、もう1つの諮問は本町1丁目の3と4の区分けをどちらが良いか。ということで、意見をいただきたいということで、基本的に1丁目以外はこの並び順以外は提案することはできないということでしょうか。この並び順でよいか悪いかだけを判断すればよいということでしょうか。

先ほどの説明の中で規則性に倣ってとありましたが、右回りと左回りと言う部分で2丁目と3丁目が違う回り方をしているし、たぶん黄色の1と11が区画整理外なのでこの番号を活かした並び順になっているとは思いますが、一番事業所や商店が集中しているところなので、なるべく住所を変えたくないと思われる方が多いエリアなので、皆さんが納得する規則性がないと、なんでうちだけ変わるんだなど、納得いかない部分が出てくるんじゃないかと思いますが、その辺の整合性はどうでしょうか。

小笠原(事務局)： 街区の並び順はどこかで連続してつながりを持つように付番することになります。その中で、3丁目につきましては、1番と最後の11番が区画整理区域外で今回の住居表示対象区域外となり、そこにつながるように付番するにはこのような並び順しかないのではないかと考えております。また、駅を中心に付番していくことからこのような案しかないと考えている次第です。

生井澤会長： 村越委員よろしいでしょうか。

村越委員： 特に2丁目の回り方と3丁目の回り方が違うのも、その1と11が変えられないのでしょうかという説明でしかないのでしょうか。

小笠原(事務局)： そうなります。

区域外がなく全体を見直せるのであれば規則正しく付番できるのですが、区域外の付番を動かさない中での連続性を活かした方法案としての考えとなります。

生井澤会長： ありがとうございます。

それでは、他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

広瀬委員： 我孫子郵便局でございます。

今回の諮問からは若干外れてしまうかもしれませんが、例えば本町2丁目の現在本

町2丁目5が6になるという案ですが、現状の5番地と新しい5番地で同じような番地が存在しないのかどうかは、配達するうえで新しいものか、古いものか判断がつかないことが出てくる心配があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

中嶋主査長： 確かにそのような状況において、地域住民の方は住所がどの時点で変わったのか。と思うと思いますが、平成30年2月をもって変わったということをとらえてもらえるよう説明させていただき、それ以前と以後の住所の扱いについて周知を図って参りたいと考えております。

またその間、大変申し訳ございませんが、新旧対照表の資料を郵便局へもお渡しいたしますのでそういった部分ではご足労をいただくことになってしまうかと思いますが、よろしく願いいたします。

生井澤会長： それ以外広く意見をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

お気づきの点があればご遠慮なく、また持ち帰ってご相談等されると思いますので、早い段階で質問、あるいはご意見があれば是非ともお伺いしたいと思っております。

荻野委員： やはりスケジュールなのですが、2月に実施とありまして、若い方、大学受験を控えてらっしゃる方も当然おられるかと思っておりますので、非常にナーバスな時期に実施されるというのが正直な感想でして、合否発表が届かないとかそういう恐れも十分考えられますので、人生を左右されるような部分なので市の方としても周知を徹底していただきたいと思っております。

生井澤会長： ありがとうございます。

事務局の方、今の意見に対していかがでしょうか。

中嶋主査長： 時期にいたりましては、市民課での事業ではありますが、転居、転入の住民異動が多い時期である3月～4月を外させていただいた形で2月としました。

なおかつ、区画整理事業の方の住所をもって地番の変更をするという作業もありますので、周知をする期間も含めてこの時期とさせていただいておりますが、郵便物などへの影響があってはいけないことですので、郵便局さんも含めまして私ども心に受け止めまして皆さんにご迷惑がかからないようにして参りたいと思っております。

生井澤会長： ありがとうございます。

次に山縣委員のご意見を願いいたします。

山縣委員： 街区割の案の2案の本町1丁目の4街区が国道を挟んで一緒になっているが、別区域でもこのようなところがあり、昔の考え方にこだわっている方とごみ収集日の違い

などでトラブルとなっており、非常に迷惑しているので、このように国道を跨いで同じ番地にならないように配慮していただきたい。

中嶋主査長： 本来の街区の割り方は道路や構築物で街区割をしてきたいと考えているところですが、皆様のご意見をいただいたところで今後考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

生井澤会長： ありがとうございます。
それではまだご意見をいただいている方、よろしいでしょうか。
石橋委員よろしくお願ひいたします。

石橋委員： 街区割案の本町1丁目の4について2案出ているわけなんですけども、今回の対象地域外の話になりますが、将来的に道路左側の4をどうするかによって判断することになるかと思いますが、そこが将来的にこの4を変更するかどうか、そこが分からなければ判断しづらいところですが、どうでしょうか。

中嶋主査長： ご指摘の4街区は道路を挟んで、区画整理区域外にあります。この1丁目の4については将来的にも変更する予定はございません。
今回考えていただきたいのは区画整理区域内の街区符号としてご検討いただけましたらと思ひます。

生井澤会長： それではまだご意見をいただいている方からもご意見等をいただきたいと思ひますし、また、すでにご意見をいただきました方においてもお気づきの点がございましたら、是非ともこの機会にご発言いただければと思ひますが、いかがでしょうか。
(なし)

よろしいでしょうか。
それでは、ご意見がございませんようですので、予定の時間が参りましたので、これもって閉会とさせていただきます。
私からのお願いになりますが、特に地域住民の委員の皆さまには、各町内会の方々や事業所の方々と話す機会を設けていただき、さらにご意見や質問等を集めていただきたいと思ひます。

次回の会議で伝えていただけましたら大変うれしく存じます。

以上をもちまして、会議を終了いたします。

あとは、事務連絡など事務局にバトンを渡したいと思ひます。

事務局よろしくお願ひいたします。

どうも、ありがとうございます。

○次第8 閉会

四家部長： 皆さんどうもお疲れ様でした。

今回の審議会で、今日初めて資料を見たり、住居表示の制度の説明を聞いていただきましたが、説明だけではなかなか理解できない部分もあるかと思います。

一度住居表示を行って再度、住居表示を行うことは我孫子市では初めてで、また、全国的に見てもなかなかないケースなのですが、ただ、区画整理そのものは都市基盤をしっかりと造って行くという我孫子市の過去の歴史の中で大きな目標としてやってきた事業ですので、この完成を持ちまして、新たな住所である住居表示についてしっかりとしたものにならなければならないということで、今回諮問した部分につきましても最善の方法なのかなと考えております。具体的には住民の方には色々な形で御迷惑をお掛けしたり、不安な点も当然あるということは重々承知しておりますが、そのあたりは丁寧に市として責任をもってしっかりと行っていきたいと思っておりますので、今回諮問させていただいた件につきましては、皆さんから良い形でご意見等いただければと思っておりますので、あと2回程度の審議をいただくこととなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はありがとうございました。

○次第9 事務連絡

…次回会議の開催通知時期、報酬の支払について報告した。

以上